

V 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」)

地球温暖化は自然環境や社会生活に多大な影響を与える喫緊の課題であり、一人ひとりが気候変動について把握し、対策を打てる最初で最後の世代だということを認識するとともに、行動することが大切です。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」)及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」(以下、「率先実行計画」)を策定し、市民・事業者・行政の行動を示すとともに、地球温暖化対策の「緩和策」と「適応策」を両輪として、対策を進めています。

「実行計画」では、国の目標及び2021年(令和3年)2月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030年度(令和12年度)における温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦しています。

環境像5は「実行計画」と対応しており、各主体の詳細な取組については、同計画に記載しているため、本章は同計画に基づく施策の進捗状況についての報告も兼ねています。

本市における地球温暖化対策

(1) 本市の地球温暖化に対する取組

藤沢の恵み豊かな自然環境と都市環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため、1996年度(平成8年度)に「藤沢市環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念や環境に関する基本的な施策を総合的・計画的に推進するため、1998年度(平成10年度)に「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2001年(平成13年度)には、環境国際規格ISO14001の認証を受け、本市が事業者として施設内で使用するエネルギー管理などの環境負荷対策と緑地の保全などを行う環境保全対策を実施し、年度ごとの目標を設定することで温室効果ガスの削減を行ってきました。2005年度(平成17年度)に同計画を改定した際には、リーディングプランとして「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」(以下、「推進計画」)を策定し、太陽光発電システムの普及など様々な温暖化防止策を推進してきました。

2010年度(平成22年度)には、「推進計画」の計画期間満了に伴い、新たに「実行計画」を策定し、その達成目標として1990年度(平成2年度)比で2022年度(令和4年度)までに温室効果ガスを40%削減することを決めました。また、ISO14001の取組が定着したことからISO14001の認証を返上し、「実行計画」の目標達成のため事業者として率先して温室効果ガス削減の取組を先導的に実践していく計画として、「率先実行計画」を策定しました。2013年度(平成25年度)には、エネルギーの地産地消の推進を見据えた取組を重点プロジェクトに加えるなど、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。

2014年度(平成26年度)には、本市に適した再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進し、エネルギー起源の温室効果ガス削減を図っていくため、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間を計画期間とする「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定しました。

2016年度（平成28年度）には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定と、それに基づく国や県などの温室効果ガスの削減に向けた取組との連携などの視点から、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。また、2018年（平成30年）1月から藤沢市役所本庁舎が供用開始となったことを受け、「率先実行計画」の取組目標の基準年度を見直しました。

2021年度（令和3年度）には、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」や「藤沢市気候非常事態宣言」などを踏まえ、「2050年（令和32年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」ため「実行計画」及び「率先実行計画」の改定を行い、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を「実行計画」に統合しました。また、気候変動による影響に対して、回避・軽減を図る「適応策」を講ずるため「地域気候変動適応計画」を策定し、「実行計画」に組み込みました。

（2）本市域における温室効果ガス排出量の推移*

「実行計画」に定める、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減」する目標について、その進捗を毎年度把握するため、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき温室効果ガスの排出量を算定しています。

※本市域における温室効果ガスの排出量の算定には国の統計等を用いており、最新値は2年前のデータとなります。「実行計画」の計画期間（2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度））開始に当たり、基準年度である2013年度（平成25年度）からの温室効果ガス排出量の推移を把握するため、参考として、現時点での最新値である2020年度（令和2年度）速報値における温室効果ガス排出量を算定しています。

① 【参考】温室効果ガス排出状況

2020年度（令和2年度）速報値における温室効果ガス排出量は、2,299千t-CO₂であり、基準年度の2013年度（平成25年度）と比較して、温室効果ガス排出量を484千t-CO₂（17.4%）削減しています。

ガス別の温室効果ガス排出量割合は、二酸化炭素が99.7%と大部分を占めています。

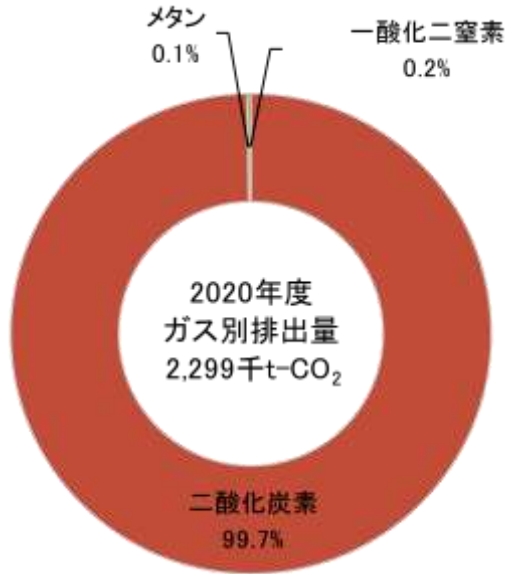
部門別の二酸化炭素排出量割合は、産業部門が35.1%、業務その他部門が25.05%、家庭部門が23.6%、運輸部門が14.5%、廃棄物部門が1.8%です。

温室効果ガス排出状況

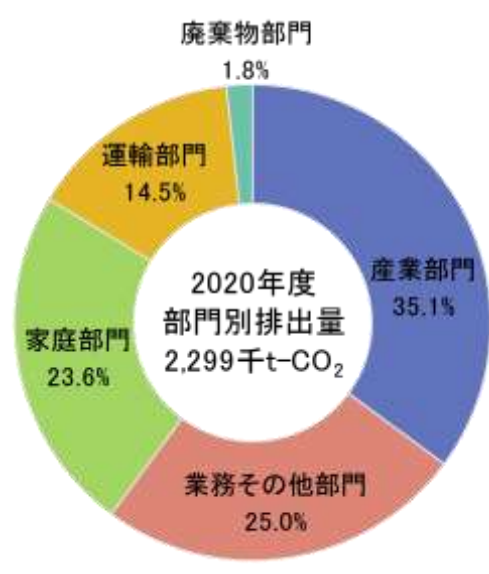
単位：千t-CO₂

部門		2013年度 (基準年度)	2020年度		2030年度（目標年度）	
			排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
二酸化炭素	産業部門	943	808	-14.3%	526	-44.3%
	業務その他部門	835	574	-31.2%	371	-55.6%
	家庭部門	565	542	-4.0%	265	-53.1%
	運輸部門	404	335	-17.2%	307	-24.0%
	廃棄物部門	30	35	16.6%	36	19.7%
小計		2,777	2,294	-17.4%	1,504	-45.8%
メタン	廃棄物部門	1	1	-2.1%	1	1.3%
一酸化二窒素		5	4	-2.2%	3	-37.4%
合計		2,783	2,299	-17.4%	1,508	-45.8%

【ガス別温室効果ガス排出量の割合】



【部門別二酸化炭素排出量の割合】



② 【参考】温室効果ガス排出量の推移

2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量は2,299千t-CO₂（14.3%）であり、2013年度（平成25年度）比で484千t-CO₂（17.4%）、2019年度（令和元年度）比で75千t-CO₂（3.2%）減少しています。

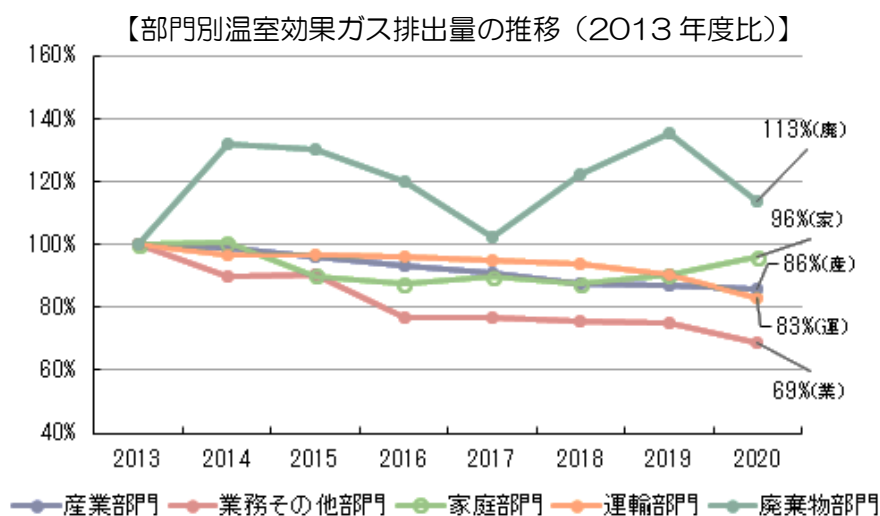
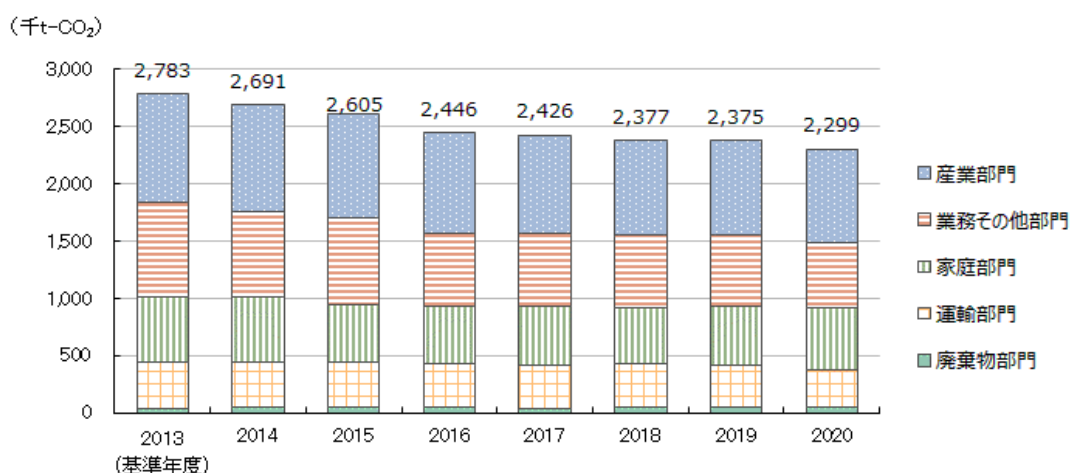
温室効果ガス排出量は年々削減していますが、近年、削減量は緩やかになっています。

産業部門、業務その他部門及び運輸部門は、変動はありますが減少しています。家庭部門は、2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけて増加しています。廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度と比較して温室効果ガス排出量が増加しています。

温室効果ガス排出量の推移

単位：千t-CO₂

部門	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	増減率		
									2019年度比	基準年度比	
二酸化炭素	産業部門	943	936	906	882	859	828	822	808	-1.7%	-14.3%
	業務その他部門	835	752	755	640	640	633	628	574	-8.6%	-31.2%
	家庭部門	565	567	508	493	507	494	510	542	6.2%	-4.0%
	運輸部門	404	390	390	388	384	378	365	335	-8.4%	-17.2%
	廃棄物部門	30	41	41	37	30	38	42	35	-17.8%	-16.6%
小計	2,777	2,685	2,599	2,440	2,420	2,371	2,368	2,294	-3.2%	-17.4%	
メタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-4.7%	-2.1%
一酸化二窒素	5	5	5	5	5	5	5	4	4	-4.5%	-2.2%
合計	2,783	2,691	2,605	2,446	2,426	2,377	2,375	2,299	-3.2%	-17.4%	



③ 【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析

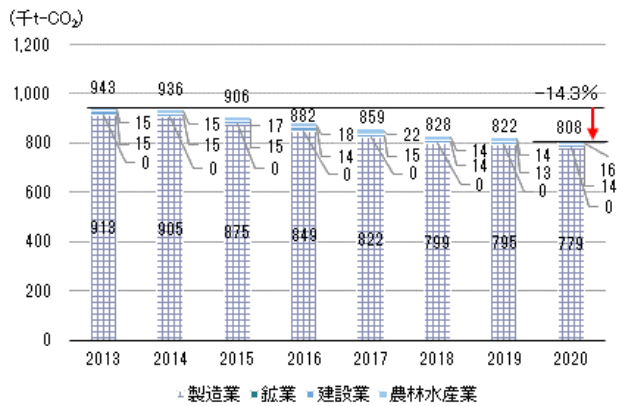
ア 産業部門

産業部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は808千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で135千t-CO₂（14.3%）、2019年度（令和元年度）比で14千t-CO₂（1.7%）減少しています。業種別の増減は、2013年度（平成25年度）比で、製造業では14.7%減少、建設業では12.0%減少、農林水産業で7.0%増加しています。

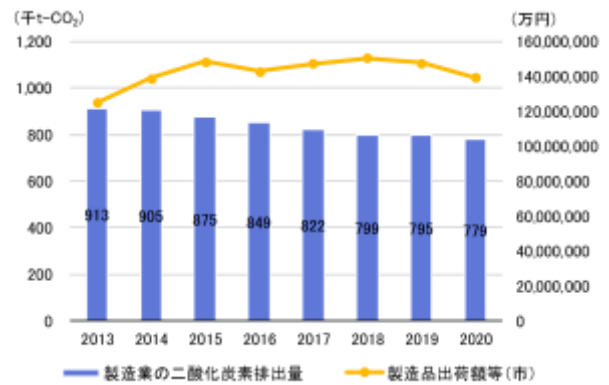
製造業におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、石炭では11.6%減少、軽質油製品では0.4%減少、重質油製品では13.9%減少、石油ガスでは27.9%増加、天然ガス・都市ガスでは3.2%減少、電気では9.1%減少、熱では62.7%増加しています。

製造業における軽質油製品、重質油製品、石油ガス、天然ガス・都市ガス、熱の使用量は前年度より増加していますが、エネルギー使用量全体では前年度と比較してエネルギー使用量が減少しています。エネルギー使用量の減少は、省エネルギー化が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の低迷等により、生産量が減少した業種があるためと考えられます。

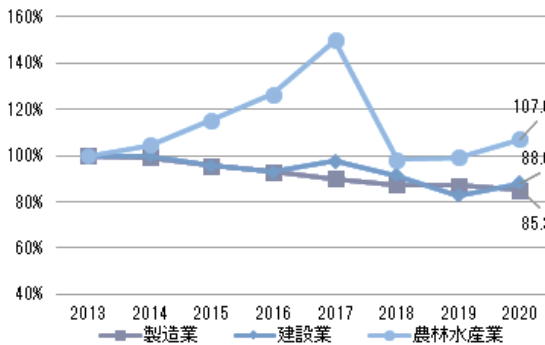
【産業部門の二酸化炭素排出量の推移】



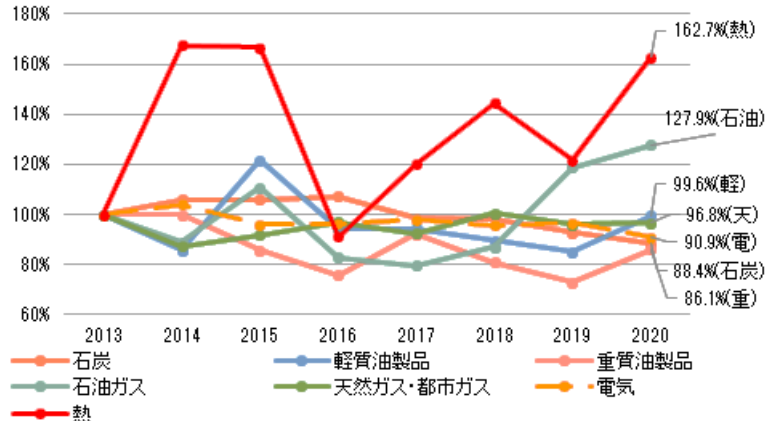
【製造業の二酸化炭素排出量及び
製造品出荷額の推移】



【業種別二酸化炭素排出量の増減比
(2013年度比)】



【製造業のエネルギー別増減比
(2013年度比)】



イ 業務その他部門

業務その他部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は574千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で261千t-CO₂（31.2%）、2019年度（令和元年度）比で54千t-CO₂（8.6%）減少しています。

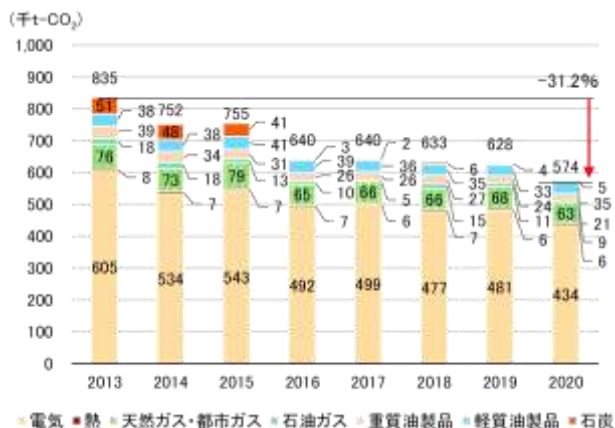
業務その他部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、石炭では90.7%減少、軽質油製品では7.3%減少、重質油製品では45.0%減少、石油ガスでは49.0%減少、天然ガス・都市ガスでは16.8%減少、電気では11.5%減少、熱では2.9%減少しています。また、電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度（平成25年度）比で15.8%低減しています。

業務その他部門における延床面積は、神奈川県全体、本市ともに増加しています。

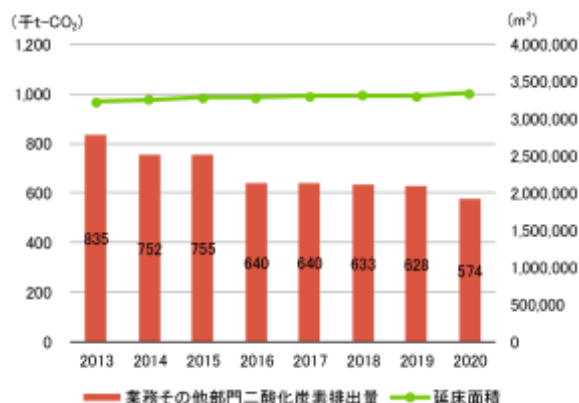
エネルギー種別にみると、軽質油製品及び石炭は前年度より増加しており、そのほかのエネルギー使用量は減少しています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、各事業所等の稼働率が低下していると考えられます。しかし、通常通り稼働している事業所では、感染対策としての換気の実施により、熱源に関するエネルギー使用量が増加したものと考えられます。

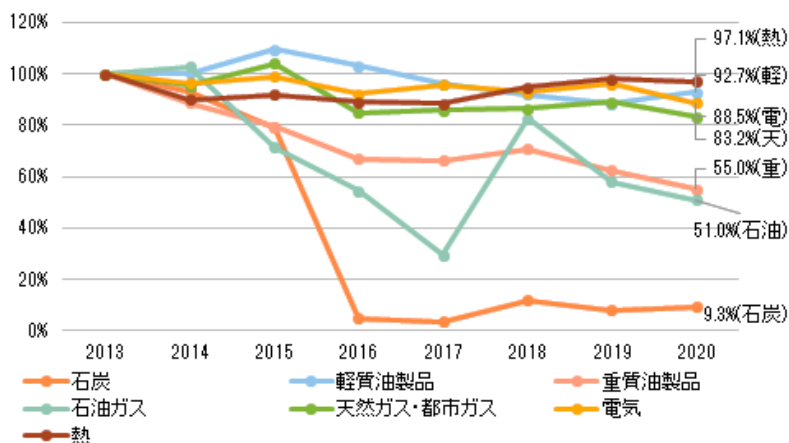
【業務その他部門の二酸化炭素排出量の推移】



【業務その他部門の二酸化炭素排出量及び延床面積の推移】

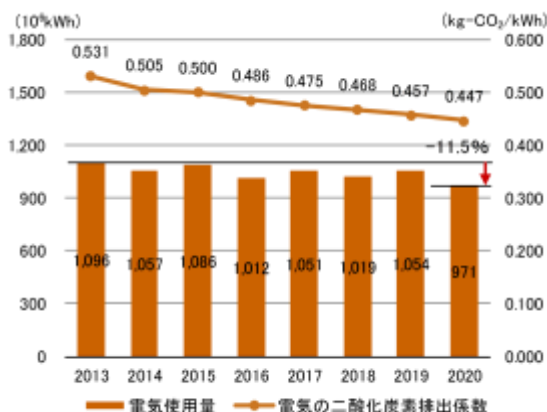


【エネルギー別増減比（2013年度比）】



【電気使用量及び

電気の二酸化炭素排出係数の推移】



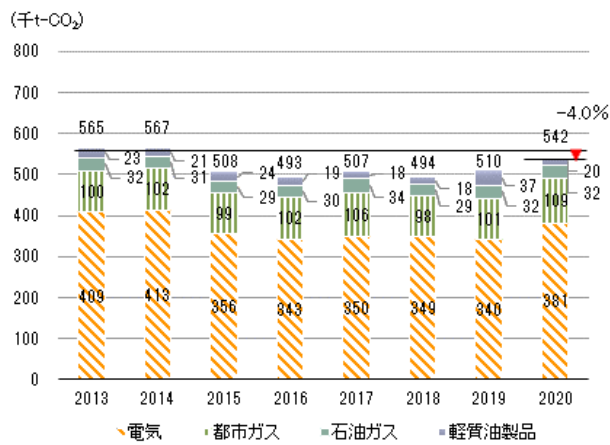
ウ 家庭部門

家庭部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は542千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で23千t-CO₂（4.0%）減少、2019年度（令和元年度）比で32千t-CO₂（6.2%）増加しています。

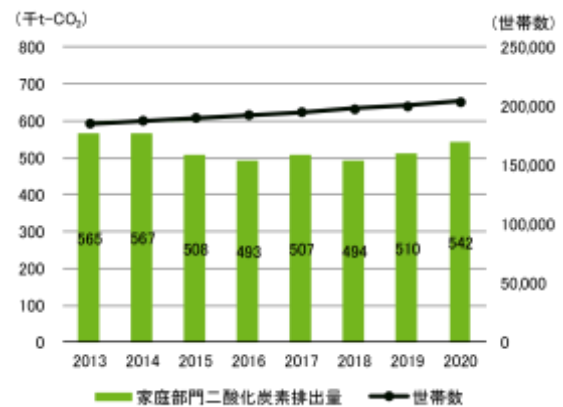
家庭部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、軽質油製品では15.9%減少、石油ガスでは0.4%減少、天然ガス・都市ガスでは9.0%増加、電気では15.3%増加となっています。また、エネルギー別の二酸化炭素排出量割合では、電気の使用による排出が70.4%を占めています。電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度（平成25年度）比で15.8%低減しています。

家庭部門におけるエネルギー使用量の増加は、本市における人口の増加及び神奈川県全体における都市ガス及び電気の使用量が増加している影響を受けていると考えられます。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、家庭で過ごす時間が長くなるとともに、感染症対策としての換気の実施により空調の使用に係るエネルギー使用量が増加したものと考えられます。

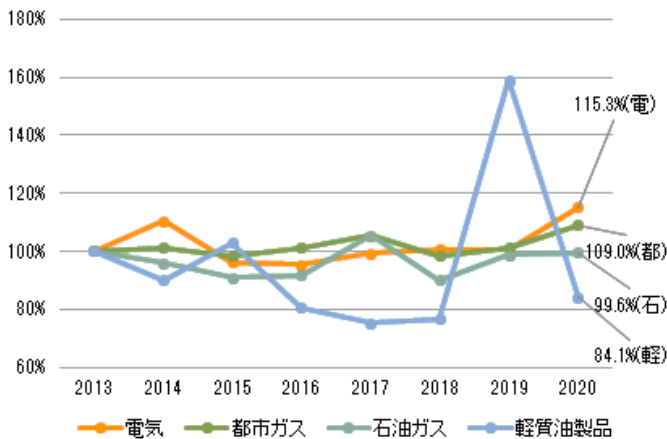
【家庭部門の二酸化炭素排出量の推移】



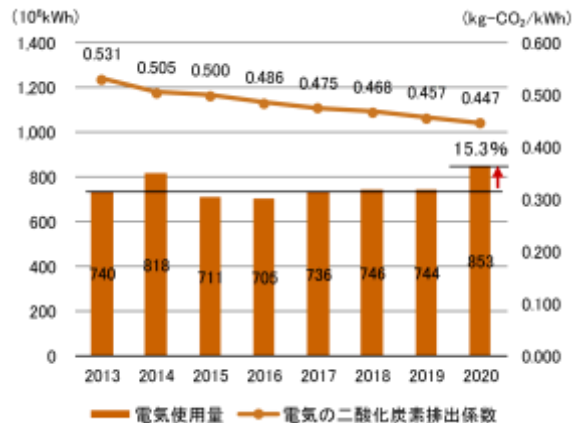
【家庭部門の二酸化炭素排出量及び世帯数の推移】



【エネルギー別増減比（2013年度比）】



【電気使用量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移】

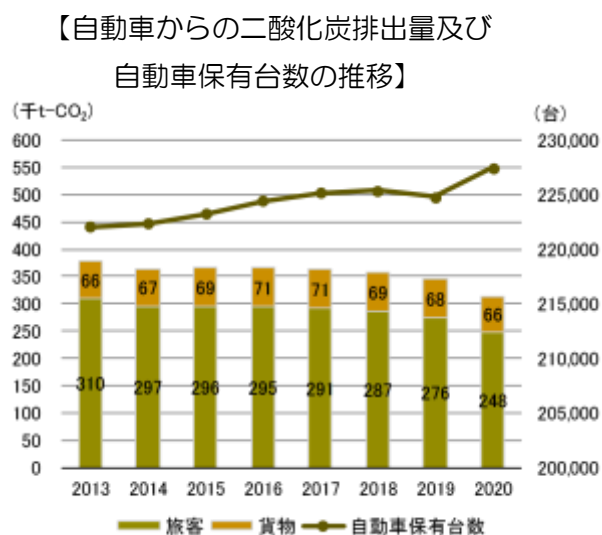
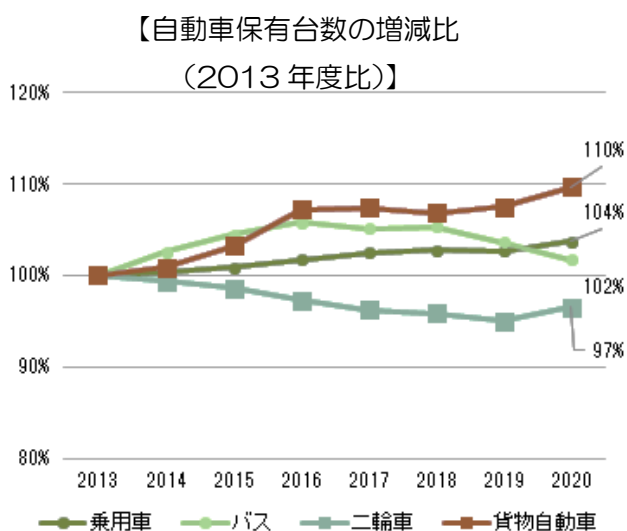
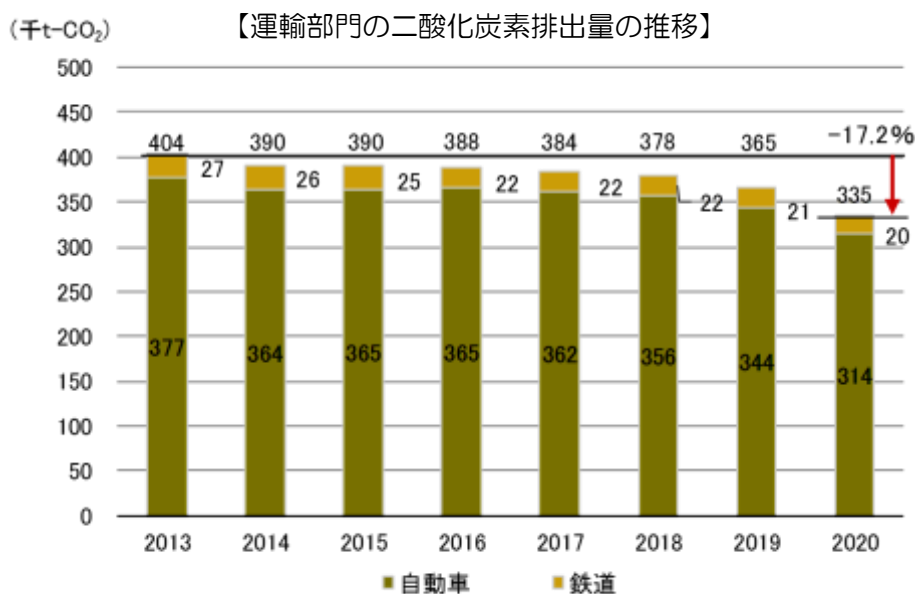


エ 運輸部門

運輸部門の2020年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は335千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で70千t-CO₂（17.2%）、2019年度（令和元年度）比で31千t-CO₂（8.4%）減少しています。

運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出がほとんどを占めています。2013年度（平成25年度）比で、本市における二輪車の保有台数は減少していますが、乗用車、貨物自動車の保有台数は増加しています。

運輸部門における二酸化炭素排出量の減少については、車両の平均燃費が年々改善されていることが影響していると考えられます。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、自家用車の利用が少なくなり、二酸化炭素排出量が減少していると考えられます。



オ 廃棄物部門

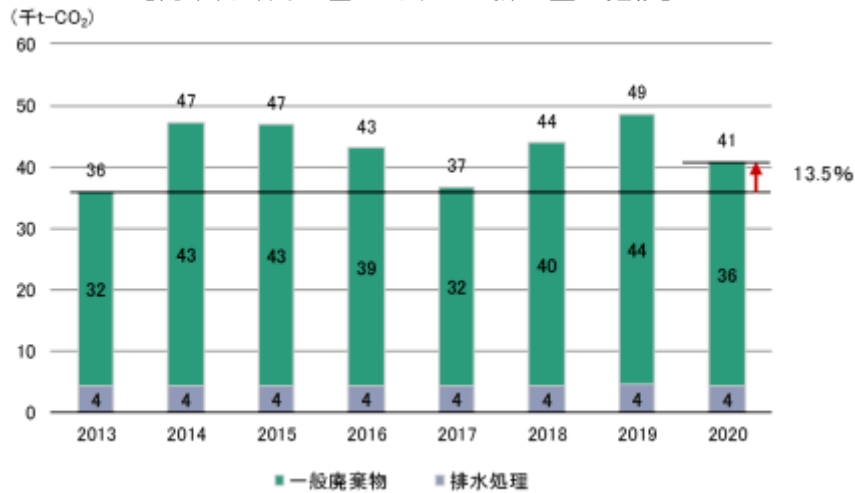
廃棄物部門の2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量は41千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で5千t-CO₂（13.5%）増加、2019年度（令和元年度）比で8千t-CO₂（16.1%）減少しています。

廃棄物部門における温室効果ガスは、一般廃棄物焼却により生じる非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素や、排水処理により生じるメタン、一酸化二窒素があります。

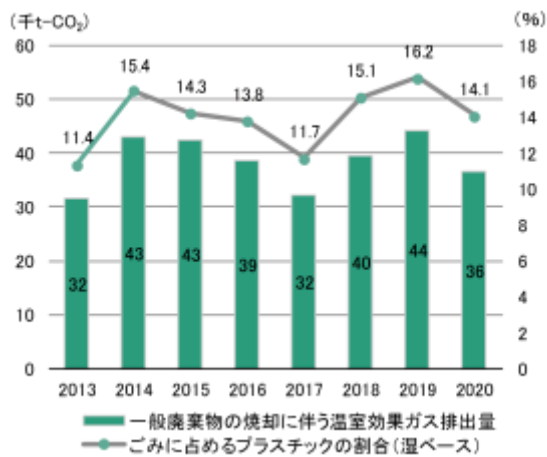
廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチックの割合の増減に影響を受けます。

一般廃棄物焼却量は2019年度（令和元年度）を除いて、2016年度（平成28年度）以降減少しています。2020年度（令和2年度）に減少した理由として、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、外食から内食・中食へのシフトにより、飲食店などの事業者からのごみの排出量が減少したと考えられます。

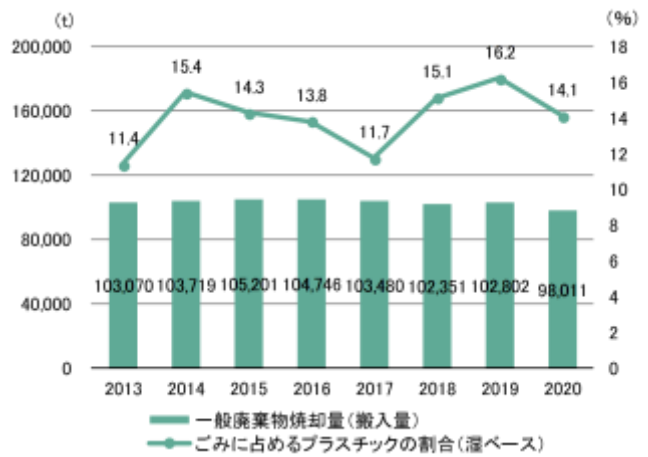
【廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移】



【一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量及びごみに占めるプラスチックの割合（湿ベース）の推移】



【一般廃棄物焼却量（搬入量）及びごみに占めるプラスチックの割合（湿ベース）の推移】



1 省エネルギー対策の推進
 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 1)

環境目標5-1

脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2018年度 (改定時)	2019年度 (参考)	2020年度	2030年度 (目標)	目標達成率※1
家庭部門における一人当たりの電力使用量※2 単位：kWh/人	2020年度(令和2年度)の家庭部門における一人当たりの電力使用量は、前年度比で235 kWh/人増加しており、基準年度からも後退しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えたことで、家庭で過ごす時間が長くなるとともに、感染症対策としての換気の実施により空調の使用に係るエネルギー使用量が増加したものと考えられます。	目標	—	1,698	1,666	1,340	- 54.0 %
		実績	1,731	1,707	1,942	—	
		対前年	—	△24	235	—	
		対改定時	—	△24	211	—	
業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量※2 単位：MJ/㎡	2020年度(令和2年度)の業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量は、前年度比で145 MJ/㎡減少しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出の自粛やテレワークの実施などが増えていたことで、各事業所等の稼働率が低下したことによるものと考えられます。	目標	—	1,827	1,759	1,077	16.7 %
		実績	1,895	1,903	1,758	—	
		対前年	—	8	△145	—	
		対改定時	—	8	△137	—	
指標項目	概要		2020年度 (改定時)	2021年度 (参考)	2022年度	2030年度 (目標)	目標達成率※1
「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量※3 単位：t-CO ₂	2022年度(令和4年度)の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に係る温室効果ガス排出量については、前年度比で662 t-CO ₂ 減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた事業等が本格再開したことなどにより、ガソリン使用量は増加しましたが、新型コロナウイルス感染予防策として、2021年度(令和3年度)に多く実施された換気による空調効率の低下等が改善され、電気使用量が減少したことなどによるものと考えられます。	目標	—	38,026	36,380	23,216	- 6.2 %
		実績	39,671	41,346	40,684	—	
		対前年	—	1,675	△662	—	
		対改定時	—	1,675	1,013	—	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値)／(目標値-改定時実績値)

※2 統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、最新値は2年前のデータとなる。

※3 本市実績値より算定。

(1) 市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進

① 環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の活用

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコ日記」や「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています（詳細は161-162ページ）。

② ふじさわエコライフ通信の配布

各家庭での省エネに役立つ情報を掲載した「ふじさわエコライフ通信 2022年版」を『ごみNEWS』（No.25）との合併号として発行し、『広報ふじさわ』3月10日号とともに配布、各市民センター、リサイクルプラザ藤沢などで配架しました。

地球・家族・家計にやさしい省エネ住宅や、照明器具などの適切な消灯、エアコンの適正温度設定に配慮するなどの、地球温暖化防止のために、誰もが簡単にすぐできる省エネ行動を紹介しました。

＜ふじさわエコライフ通信 2022 年度版の内容＞

1. お家でエコライフ♪
2. 「移動」でもエコライフ♪
3. 事業者の皆様へ★電力の使用状況の「見える化」を！



【ふじさわエコライフ通信 2022 年度版】

③ 環境フェアの開催

環境保全や地球温暖化防止の啓発事業の一環として、子どもから大人まで多くの市民が環境保全への関心や理解が深まるように、市民・事業者・NPO法人等・大学・行政が協働で、「ふじさわ環境フェア」を開催しています。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、代替事業として環境パネル展を開催しましたが、令和4年度は3年ぶりに開催しました。

<第 25 回ふじさわ環境フェア Eco²まつり 2022>

日時・会場 令和 4 年 11 月 26 日（土）10 時 00 分から 15 時 00 分まで

藤沢市民会館

参加者 1,985 人（延べ）

参加団体 41 団体（市民団体・事業者・学校・行政等）



【オープニングセレモニーの様子】



【イベントの様子（第 1 展示集会ホール）】

④ ゼロカーボン推進週間

国が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明したこと、本市が「気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、脱炭素社会に対する市民意識の向上を目的に、令和 3 年度に「ゼロカーボン推進週間」（12 月第 3 週の日曜日から土曜日）を新たに設け、普及啓発活動を実施しています。

<令和 4 年度の実績>

実施事業

- ・「湘南エコウェーブ」事業の一環としてオンライン講演会の開催（詳細は 197 ページ）
- ・街頭キャンペーンの実施
- ・「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」による近隣大学生との意見交換会（「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」については 196 ページ参照）
- ・パネル展示の実施
- ・ゼロカーボン啓発講座の実施



【街頭キャンペーンの様子】



【パネル展示の様子】

⑤ エコワットの貸出

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できるエコワット（簡易型電力量表示器）を無料で貸出しています。



【エコワット使用例】

エコワット貸出状況

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
貸出件数	14	27	5	9	7

⑥ エコライフアドバイザーの派遣

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師（エコライフアドバイザー）を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。

＜令和 4 年度の派遣実績＞

- ・省エネ講座等への派遣回数： 7 回
- ・省エネ講座等の総受講者数： 228 人
- ・派遣講師数： 8 人（延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など）

⑦ 一事業者としての本市自らの取組

ア 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」への取組

平成 13 年度に国際規格である ISO 14001 の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成 20 年 5 月に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正により、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算し、合計が「1,500 kl」を超える法人は、全て特定排出事業者となり同法の適用対象となりました。これに伴って平成 21 年度から、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々 1,500 kl を超えるため、同法の適用対象となり、国への報告が必要となります。

平成 21 年度	基準換算値	藤沢市	16,832 kl
		藤沢市教育委員会	6,192 kl

イ 削減目標値の設定

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」では、エネルギー使用量（各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの）を、不変的係数[※]で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。その結果、藤沢市は 1%以上の削減達成、藤沢市教育委員会は削減未達成でした。

※不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	対前年度比 (令和4年/令和3年)
藤沢市					
第一種指定工場 市民病院	(kL/m ²)	0.08291	0.08386	0.08261	98.5%
第一種指定工場 辻堂浄化センター	(kL/千 m ³)	0.1439	0.1426	0.1506	105.6%
第二種指定工場 大清水浄化センター	(kL/千 m ³)	0.09925	0.09468	0.09772	103.2%
その他 (本庁舎、市民センターなど)	(kL/m ²)	0.03533	0.03389	0.03204	94.5%
藤沢市教育委員会 (小中学校など)	(kL/m ²)	0.0118	0.01239	0.01245	100.5%

ウ 非化石エネルギーへの転換

令和 4 年 5 月に改正された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」では、令和 5 年度から非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化が求められ、非化石エネルギーが報告対象に加わることとなりました。また、非化石エネルギーの使用状況等の報告や、電力の需給状況に応じた「上げ DR (再エネ余剰時等に電力需要を増加させること)」「下げ DR (電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させること)」の実績報告が求められます。

⑧ 事業者のエネルギー使用量削減の促進

事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和 4 年度は、6 月～3 月の期間、商工会議所の会報誌「みなばーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や本市 web サイト等において情報提供を行いました (詳細は 196 ページ、203 ページ、232 ページ)。

⑨ COOL CHOICE[※]啓発事業

本市では、地球温暖化対策を推進するため、平成 26 年度に COOL CHOICE に賛同し、様々な取組を進めてきましたが、より一層の推進を図るため、平成 30 年度に COOL CHOICE の推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施してきました。しかし、令和 4 年度は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における補助対象が変更されたことに伴い、当該補助を活用した事業の実施は見送り、環境月間やふじさわ環境フェアにおいて啓発展示を実施しました。



【本市独自の普及啓発ロゴ】

また、ナッジの取組として、令和 4 年 2 月から、転入者を対象に省エネ家電への買換えを促すチラシを作成し、該当となる対象者への周知啓発を実施しました。

<令和 4 年度の実績>

COOL CHOICE の取組に対する賛同

・個人 29 人

※COOL CHOICE とは、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」を推進する取組です。

⑩ 「藤沢市環境保全職員率先実行計画」

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

ア 取組結果

令和 4 年度における温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス排出量の削減目標と実績 単位：t-CO₂

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 12 年度 (目標年度)	削減目標
温室効果ガス排出量	52,288	39,671	41,346	40,684	23,216	-56%

また、エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度（2013 年度）との比較は、下表のとおりです。

エネルギー別温室効果ガス排出量 単位：t-CO₂

対象項目	2013 年度	2020 年度	削減率	2021 年度	削減率	2022 年度	削減率	2030 年度	残削減率	
エネルギー	電気	40,998	27,567	32.8%	28,645	30.1%	28,107	31.4%	18,203	24.1%
	都市ガス	9,699	10,357	-6.8%	11,143	-14.9%	10,969	-13.1%	4,306	68.6%
	LPG	332	346	-4.2%	375	-13.0%	384	-15.7%	147	71.2%
	LNG	0.8	0.1	87.5%	4	-500.0%	0	100.0%	0.4	0%
	ガソリン	478	425	11.1%	452	5.4%	501	-4.8%	212	60.3%
	軽油	536	851	-58.8%	590	-10.1%	590	-10.1%	238	65.6%
	A 重油	118	50	57.6%	85	28.0%	87	26.3%	53	29.2%
	灯油	127	75	40.9%	52	59.1%	46	63.8%	57	0%
合計	52,288	39,671	24.1%	41,346	20.9%	40,684	22.2%	23,216	33.3%	

イ 外部監査

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」の実行性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施しています。外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任しています。

令和 4 年度は、高齢者支援課、青少年課、スポーツ推進課、善行市民センター、環境総務課の 5 課等を対象として、エネルギー使用量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。

令和4年度藤沢市環境マネジメントシステム監査結果

項目	高齢者支援課 湘南なぎさ荘	青少年課 少年の森	スポーツ推進課 石名坂温水プール	善行市民センター	環境総務課	
	判定 (A~D) ※1					
課等における環境負荷の認識	A	A	A	A	A	
藤沢市環境保全職員率先実行計画の認識	A	A	A	A	A	
エネルギー使用量の把握と分析	B	B	B	B	A	
エネルギー使用量削減のための取組	B	A	B	A	A	
課内周知	A	A	A	A	A	
項目	種別	判定 (○・△・×) ※2				
エネルギー使用量の把握と分析	電気	△	△	△	△	○
	都市ガス	×		△	△	
	ガソリン	○	○	△	△	○
	軽油					
	その他					
エネルギー使用量削減のための取組	電気	○	○	○	○	○
	都市ガス	○		○	○	
	ガソリン	○	○	○	○	○
	軽油					
	その他					

* 詳細は本市 web サイトに掲載。

※1 判定基準

- A…全て認識し、使用機器などの割合も把握している。
- B…おおよそ認識し、使用機器なども把握している。
- C…把握しきれていない。
- D…把握していない。

※2 判定基準

- …達成できている。
- △…達成できていないが、取組を実施し努力が認められる。
- ×…達成できていない。

⑪ 環境教育支援

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています（詳細は160ページ）。

(2) 協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進

① 市民・事業者等との連携

ア 「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動とその推進を図ることを目的として、平成 17 年 2 月に「藤沢市地球温暖化対策地域協議会」が設立されました（詳細は 231-232 ページ）。毎月 1 回開催される定例会のほか、企業への視察研修会や、近隣大学生との意見交換会、消費生活展やふじさわ環境フェアへのパネル展示などの活動が行われました。



【近隣大学生との意見交換会の様子】

イ 「藤沢市地球温暖化対策研究会」

脱炭素社会の実現に向けて藤沢市域の自然環境や 都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業 学識経験者、行政が協働して調査・研究を行うため、令和 3 年 4 月に「藤沢市地球温暖化対策研究会」を発足しました。地球温暖化対策として、事業者役に役立つ情報を提供するとともに、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況などについて共有を図り、意見交換を通じて地球温暖化対策を推進しています。

令和 4 年度は、3 回研究会を開催し、先進事業者の取組事例や CO₂ 排出量の見える化等、事業者が進めることが望ましい取組、国・県の補助制度の紹介、本市の CO₂ 排出状況や「藤沢市地球温暖化対策実行計画」等の説明、本市への要望などに関する意見交換を実施しました（詳細は 232 ページ）。

② 湘南エコウェーブ・プロジェクト

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町では、広域で地球温暖化防止の取組を行うため、平成 20 年度から「湘南エコウェーブ・プロジェクト」を実施しています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、「みどりの保全セミナー」「親子環境バスツアー」「気候変動適応策に関する講演会」「広域環境部会合同職員研修」などの取組について、オンラインを活用し実施しました。

ア みどりの保全セミナー「じぶんの生きもの図鑑を作ろう！」の開催

日本大学生物資源科学部の協力により、主に小学生を対象にして、森林保全の大切さについて学ぶセミナーを開催しています。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにより開催しました。



◇開催日：令和 4 年 8 月 2 日（火）

形式：Zoom 使用のオンライン形式

講師：日本大学生物資源科学部 専任講師 園原 和夏

参加者：15 組

【「じぶんの生きもの図鑑を作ろう！」（資料）】

イ 「環境バスツアー」の開催

環境関連施設をめぐるバスツアーとして、8月に親子環境バスツアーを、11月に秋の環境バスツアーを開催していました。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにより開催しました。

「車のエネルギーを学ぼう！」

◇開催日：令和4年8月24日（水）

形式：Google meet 使用のオンライン形式（タツノショールームから配信）

講師：株式会社タツノ社員

参加者：7組

ウ 気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・天達武史と考える地球温暖化」の開催

気候変動及びゼロカーボンを経験として、市民・町民、事業者等を対象とした気候変動適応策に関する講演会を開催しました。

◇開催日：令和4年12月11日（日）

形式：オンライン開催（Zoom ウェビナー）と茅ヶ崎市役所本庁舎会議室使用のハイブリッド形式

講師：NPO 法人気象キャスターネットワーク

気象予報士 天達 武史

参加者：31人



【講演会チラシ】

エ 気候変動対策合同研修

「気候変動適応法」の趣旨や現代的課題を学習し、円滑な行政運営を推進するための知識の習得を目的として、2市1町の職員を対象とした気候変動適応策に関する合同研修を実施しました。

◇開催日：令和4年1月17日（火）

形式：オンライン開催（Zoom ウェビナー）と茅ヶ崎市役所本庁4階会議室1使用のハイブリッド形式

講師：環境省関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官 川原 博満

参加者：63人（藤沢市15人・14課）

③ 総合的なポイント制度の構築に向けた調査・研究

エコポイントを含む他分野にわたる総合的なポイント制度の構築に向け、ポイント制度に関する調査・研究に取り組んでいます。

（3）省エネ設備等の導入促進

① 市内中小企業の設備導入支援

本市では藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特

別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は 48 ページ）。

② 商店街街路灯の LED 化

商店街の街路灯に省エネルギー効果の高い環境に配慮された LED ランプ等を導入する場合、経費の一部を補助し、LED 化を促進しています。

③ 環境負荷の低減に配慮した建築物の普及促進

「建築基準法」第 52 条第 1 項において、建築物の容積率は原則として都市計画で定められた限度以下でなければなりません。

本市では、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物等に対し、「建築基準法」による容積率緩和の許可制度を活用できるよう運用基準を設け、省資源、省エネルギー及び環境負荷の低減等に配慮した計画に対して、容積率の制限の一部を緩和できる制度を整えています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」や「都市の低炭素化の促進に関する法律」「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（「建築物省エネ法」）に基づき、環境負荷の低減等に関する認定基準に適合する建築物に対し、税制上の優遇措置や容積率の制限の一部を緩和できる認定制度を運用しています。

◇容積率緩和の対象となる建築物

- ・太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減等の観点から必要な設備など、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物。
- ・その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。
- ・「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

◇税制優遇措置の対象となる建築物

- ・長期優良住宅の認定を受けた建築物。
- ・低炭素建築物の認定を受けた建築物。

長期優良住宅認定件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
認定件数	546	466	460	549	378

低炭素建築物認定件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
認定件数	41	31	31	109	105

「建築物省エネ法」届出件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
届出件数	137	105	121	88	98

④ 省エネ設備投資等に対する補助

地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して経費の一部を補助し、省エネ設備等の導入を促進しています（詳細は 202-203 ページ、208-209 ページ、215 ページ）。

⑤ 省エネ設備投資等に関する情報提供

「藤沢市地球温暖化対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」のほか、環境月間・ゼロカーボン推進週間・環境フェアなど各種イベントにおいて、市民・事業者を対象として、国や県等における補助制度等に関する周知を行いました。

また、県の住宅用蓄電池の共同購入事業等の取組について、本市ホームページを活用し、周知に協力をしました。

⑥ 公共施設における省エネ設備の率先導入

照明に係る消費電力及び CO₂ 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

市役所本庁舎（平成 29 年度）及び市役所分庁舎（令和元年度）等の新築の際に、LED 照明を導入しました。

令和 4 年度は、環境事業センターの新築の際に、LED 照明、熱交換型換気扇、節水型衛生器具を導入しました。また、業務委託（藤沢市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業）の契約を締結し、令和 5 年度の LED 化工事完了に向け、道路・公園照明灯に関する実態調査を行いました。

今後も、新築や大規模改修等に合わせて LED 照明の導入を進めます。



【環境事業センターに
導入した LED 照明】

2 エネルギーの地産地消 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 2）

環境目標5-2

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020年度 (改定時)	2021年度 (参考)	2022年度	2030年度 (目標)	目標達成率※1
太陽光発電システム補助件数（累計）※2 単位：件	2022年度における太陽光発電システム補助件数については、住宅用78件、事業者用1件の補助を行い、累計2,954件に到達しました。なお、目標の達成に向けて、更なる補助の実績の積み上げが必要ではあるものの、太陽光発電システムに係る高額の初期費用、「固定価格買取」(Feed-in Tariff、以下、FIT)による売電価格の低下及び「電力販売契約」(Power Purchase Agreement、以下、PPA)やリース方式などの第三者所有などの所有形態の転換等に伴い、各年度の補助実績が伸び悩んでいるものと考えられることから、新たな補助のあり方について検討を行う必要があります。	目標	—	2,902	3,037	4,117	13.9 %
		実績	2,767	2,875	2,954	—	
		対前年	—	108	79	—	
		対改定時	—	108	187	1,350	
太陽光発電システム補助による導入容量（累計）※2 単位：kW	2022年度における太陽光発電システム補助による導入量については、住宅用390.81kW、事業者用4.93kWとなり、累計11,778kWに到達しました。分析と対応については、上記の「太陽光発電システムと補助件数（累計）」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	11,421	11,953	16,208	16.7 %
		実績	10,889	11,382	11,778	—	
		対前年	—	493	396	—	
		対改定時	—	493	889	5,319	
再生可能エネルギー導入容量（累計）※3 単位：kW	2022年度における再生可能エネルギー導入容量は2,788kWとなり、累計53,127kWに到達しました。2030年度の目標115,254kWに対して、現状十分な導入には達していないと判断されます。これは、主に、FIT価格の下落傾向に伴い、太陽光発電システムの導入が伸び悩んだことが影響したものと推測されます。	目標	—	54,852	61,564	115,254※4	7.4 %
		実績	48,141	50,339	53,127	—	
		対前年	—	2,198	2,788	—	
		対改定時	—	2,198	4,986	67,113	

※1 目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）

※2 本市における実績値。

※3 FIT制度における本市域の導入容量。

※4 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」（令和4年3月）32ページの太陽光発電システムの目標導入容量から2021年度（令和3年度）以降の導入容量を算定して設定。

(1) 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消の推進

① 公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入しています。

公共施設に設置した太陽光発電システムの合計設備導入容量は1,349 kW、太陽集熱器の総集熱面積は519 m²にのびます。



【藤沢市分庁舎に導入した太陽光発電システム（20 kW）】

公共施設への太陽光発電システムなどの導入状況

利用目的	設備容量等	施設名
施設内の電源の一部	50 kW	本庁舎
	20 kW	分庁舎
	17 kW	藤沢総合防災センター
	11 kW	六会市民センター
	10 kW	明治市民センター
	10 kW	御所見市民センター
	18 kW	遠藤市民センター
	36 kW	善行市民センター
	10 kW	辻堂市民センター
	5 kW	藤沢公民館・労働会館等複合施設
	14 kW	藤沢市保健所・南保健センター
	10 kW	環境事業センター
	50 kW	リサイクルプラザ藤沢
	10 kW	北消防署遠藤出張所
	3 kW	藤沢市八ヶ岳野外体験教室
	19 kW	藤沢小学校
	19 kW	明治小学校
	19 kW	鶴沼小学校
	30 kW	本町小学校
	19 kW	村岡小学校
	19 kW	六会小学校
	19 kW	辻堂小学校
	19 kW	鶴洋小学校
	19 kW	片瀬小学校
	19 kW	大道小学校
	22 kW	秋葉台小学校
	22 kW	御所見小学校
	19 kW	長後小学校
	19 kW	八松小学校
	19 kW	高砂小学校
	22 kW	善行小学校
	19 kW	富士見台小学校
	19 kW	鶴南小学校
19 kW	浜見小学校	
19 kW	俣野小学校	
19 kW	大越小学校	
19 kW	羽鳥小学校	
19 kW	湘南台小学校	
19 kW	大庭小学校	
施設内の電源の一部	19 kW	亀井野小学校
	19 kW	新林小学校
	19 kW	中里小学校
	19 kW	滝の沢小学校
	19 kW	大観小学校
	19 kW	天神小学校
	19 kW	駒寄小学校
	19 kW	高谷小学校
	19 kW	小糸小学校
	19 kW	大清水小学校
	19 kW	石川小学校
	22 kW	第一中学校
	19 kW	明治中学校
	19 kW	鶴沼中学校
	22 kW	六会中学校
	22 kW	片瀬中学校
	19 kW	御所見中学校
	19 kW	湘洋中学校
	19 kW	長後中学校
	19 kW	藤ヶ岡中学校
19 kW	高浜中学校	
19 kW	善行中学校	
19 kW	秋葉台中学校	
19 kW	大庭中学校	
19 kW	村岡中学校	
19 kW	湘南台中学校	
19 kW	高倉中学校	
19 kW	滝の沢中学校	
19 kW	大清水中学校	
19 kW	羽鳥中学校	
19 kW	白浜養護学校	
全量充電	20 kW	藤沢市民病院
緑石マーカー、カーブ誘導灯	0.003 kW	道路標識（発光道路紙）
トイレ照明の一部	0.168 kW	大庭台墓園
給湯・暖房・温水プール	261 m ²	秋葉台公園温水プール
給湯	40 m ²	南消防署
給湯	60 m ²	片瀬しおさいセンター
給湯・暖房・温水プール	87 m ²	こぶし荘
体育館等床暖房・温水プール	71 m ²	白浜養護学校

② 環境配慮型公共施設の設計

公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。

令和4年4月に改築工事が完了した鶴南小学校（第1期工事）では、屋上に設置した太陽光発電による電力供給を行い、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。

また、令和 5 年 1 月に新築工事が完了した環境事業センター（石川小学校区児童クラブ併設）では、太陽光発電システム及び蓄電池（10 kW 程度）を設けることで、電力供給に加え停電対策も併せて行っています。

③ 太陽光発電システムの普及推進

太陽光発電システム普及のため、国・県の支援事業等に関する情報提供を行うとともに、太陽光発電システム設置に関する補助を行っています。

令和 4 年度も、県の太陽光発電設備の共同購入事業や「0 円ソーラー」等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力しました。

ア 住宅用太陽光発電システム

平成 15 年度から住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 1 kW 当たり 15,000 円 上限 50,000 円

（家庭用燃料電池システム（エネファーム）と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円を加算、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、補助額に 100,000 円を加算）

住宅用太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	累計 (H15～R4 年度)
補助件数 (件)	119	116	112	108	78	2,953
合計出力数 (kW)	497.80	513.77	448.60	492.97	390.81	11,772.52
平均出力数 (kW)	4.18	4.43	4.01	4.56	5.01	3.99

イ 事業者用太陽光発電システム

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 補助対象経費の 1/4 上限 1,000,000 円

《令和 4 年度》 補助件数 1 件
合計出力数 4.93 kW
平均出力数 4.93 kW

資源エネルギー庁「B 表 市町村別認定・導入量（2023 年 3 月末時点）」によると、令和 4 年度末の本市における、固定価格買取制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10 kW 未満の設備が 8,976 件、10 kW 以上の設備が 632 件で、設備導入容量の合計は 50,527 kW です。

④ 家庭用燃料電池システムの普及推進

エネルギーの有効利用を図るため、平成 25 年度から住宅に家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

家庭用燃料電池システム設置補助件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	237	167	141	113	48

⑤ 蓄電池の設置促進

家庭でのエネルギーの効率的な利用やエネルギーの地産地消を推進するため、平成 28 年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池設置補助件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	52	71	92	78	62

⑥ オフィスビルの ZEB (Net Zero Energy Building) 化や住宅の ZEH (Net Zero Energy House) 化に関する情報提供等

ZEB については、必要となる省エネ、省 CO₂ 性の高いシステム・設備機器、再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部を支援する国庫補助事業の周知など、「藤沢市地球温暖対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」などを通じて、情報提供を行いました。なお、公共施設については、脱炭素化に関する庁内協議を行い、公共施設における指針の検討について準備しました。

ZEH については、パネル展示等を活用した市民周知を行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度に ZEH 住宅加算金制度を創設し、令和 5 年度予算に計上しました。

⑦ 電力の地産地消事業

「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を定め、ごみ焼却時に発電した電力を公共施設で使用する、電力の地産地消事業を行っています。

この電力の地産地消事業は、今まで電力会社に売電する、もしくは環境事業所内で使用することのみを目的として発電していた電力について、小売電気事業者を介して、複数の公共施設に対し供給するものです。

平成 29 年 2 月には、石名坂環境事業所の発電電力を南部収集事務所に供給し、平成 29 年 4 月からは北部環境事業所の発電電力を市立小学校などの公共施設 78 施設に供給しています。令和 3 年度は、石名坂環境事業所の発電電力を南部収集事務所など 3 施設に供給し、北部環境事業所の発電電力を市立小学校などの公共施設 80 施設へ供給しました。令和 4 年度は北部環境事業所の発電電力の供給対象施設を 1 施設増やし、公共施設 84 施設へ供給しました。

なお、小売電気事業者の入札に際しては、「環境配慮契約法」に基づき、参加資格要件として環境評価

項目を設定し、価格面で有利な小売電気事業者と契約しています。

⑧ 民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細 202 ページ）。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」において、国庫補助事業（防災に関連した環境施策）について情報提供を行うことで、事業者用の再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けた支援を行っています。

⑨ 焼却施設への高効率発電設備の導入

北部環境事業所では、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機（1 号炉）を稼働させ発電を行っています。この発電により得られた電気で、施設内の電力をまかなうと共に、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

また、令和 5 年 4 月からは出力 4,440 kW のタービン発電機（2 号炉）が稼働しています。

⑩ 焼却処理施設の余熱利用

ア 北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発電量 (kWh)	22,281,720	23,195,240	23,092,840	22,698,810	21,688,080
売電量 (kWh)	14,874,192	15,590,178	15,484,422	15,379,158	13,973,778
売電金額 (円)	237,320,719	246,775,874	235,242,451	226,877,886	218,493,454

イ 石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用しています。

令和 5 年 2 月までは石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへ、地中埋設管により高温水（85℃）を送り、温水プール側で熱交換器を用いて、プール水の加温及び冷暖房用に使用していました。

発電・電力会社売電実績

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発電量 (kWh)	11,006,400	10,867,400	10,745,100	10,439,200	10,474,700
売電量 (kWh)	1,142,205	1,210,702	1,517,855	1,409,963	1,405,088
売電金額 (円)	7,727,054	8,391,026	10,703,824	17,331,876	17,303,191

※ 余剰電力の売却は平成 29 年 2 月から開始

⑪ 重点地域に関する取組（脱炭素先行地域に関する取組）

特定エリア内の電力の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を要件とする国の脱炭素先行地域の採択に向けて、東京電力パワーグリッド株式会社及び東日本電信電話株式会社と協定を締結しました。また、事業計画を策定し、第3回公募（令和5年2月）に申請を行いました。採択には至りませんでした。

（2）自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

① PPA 事業の導入

PPA 事業とは、「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の呼称で、自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出量の削減ができる仕組みです。

令和4年度は、4施設の公共施設について PPA 事業導入に係る公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者を決定しました（令和5年度導入予定）。

② エネルギーの面的利用に関する情報収集

令和4年7月に藤沢市地球温暖化対策地域協議会における小田原市への視察研修を通じて、配電網を活用したエネルギーマネジメント・地域マイクログリッドの取組について、情報収集を行うなど、調査・研究に取り組んでいます。

③ 再生可能エネルギー由来の電力等に関する情報収集

横浜銀行が主催する「地域脱炭素プラットフォーム」などに参画（県内28市町村参画）し、先進事例に関する情報交換を行うことで、電力に関する知識向上を図りました。また、電力価格の高騰に伴い、神奈川県の新エネオークションの情報収集や周知啓発、再エネ小売事業者からの見積単価等の聞き取り、6市2町温暖化対策担当者情報交換会等を活用した電力調達の現状と今後の予定等についての聞き取りを行いました。

④ 広域連携に関する取組の情報収集

先進事例について、世田谷区が開催した「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」へ参加し、世田谷区が長野県の水力発電を小売電気事業者を介して調達している方法などについて情報収集を行いました。

⑤ カーボンニュートラル実現に向けた燃料転換に関する情報収集・普及啓発等

市役所本庁舎に令和4年6月からカーボンニュートラル都市ガス*を採用することにより、市が一事業者として温室効果ガス排出削減に努めました。カーボンニュートラル都市ガス採用による二酸化炭素排出量の削減効果は約 320 t-CO₂ となっています。

また、当該取組に関するプレスリリースや「藤沢市地球温暖化対策研究会」での情報提供、県のエネルギー地産地消推進事業者認証制度やかながわ再エネオークションの周知を通じて、市民・事業者への啓発を図りました。

※カーボンニュートラル都市ガスとは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、カーボンクレジットで相殺すること（カーボンオフセット）によって、地球規模ではこの天然ガスを使用しても CO₂ が発生しないとみなされる LNG のことです。

3 環境にやさしい都市システムの構築 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 3)

環境目標5-3

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率※1
自転車専用通行帯の整備距離※2 単位：km	令和2年11月に策定した「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】」で示した実施スケジュールに基づき、自転車走行空間の整備を進めています。	目標	—	—	4.3	12.6※3	8.6 %
		実績	3.6	4.37	4.37	—	
		対前年	—	0.77	0	—	
		対改定時	—	0.77	0.77	9.0	
市域の緑地確保※2 (再掲) 単位：%	詳細については98ページ	目標	—	—	—	29.0	△0.1/3.9 ポイント
		実績	25.1	25.1	25.0	—	
		対前年	—	0	△0.1	—	
		対改定時	—	0	△0.1	3.9	
市民一人当たりの都市公園の面積※2 (再掲) 単位：m ²	詳細については118ページ	目標	—	—	—	9.0	0.3 %
		実績	5.33	5.30	5.34	—	
		対前年	—	△0.03	0.04	—	
		対改定時	—	△0.03	0.01	3.67	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値) / (目標値-改定時実績値)

※2 本市における実績値。

※3 期間中に9.0km整備。2020年(令和2年度)の実績値は3.6kmのため2030年度(令和12年度)の目標値は12.6km。

指標項目	概要		2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)	目標 達成率 ^{※1}
有機農業取組面積 ^{※2} (再掲) 単位：ha	詳細については128ページ	目標	—	19.7	26.6	81.8 ^{※3}	9.3 %
		実績	19.7	23.4	25.5	—	
		対前年	—	3.7	2.1	—	
		対改定時	—	3.7	5.8	62.1	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値) / (目標値-改定時実績値)

※2 本市における推計値。

※3 2050年(令和32年)に220haとするため、2022年度(令和4年度)以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

(1) 環境にやさしい移動手段の促進

① 公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

環境や渋滞、個人の健康等の問題に配慮し、過度にクルマを利用する状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換するモビリティ・マネジメントの取組を進めています。

特に子ども達を対象とした学校におけるモビリティ・マネジメントは、大人の交通行動の転換を期待するよりもはるかに効果的であることから、平成30年度から小学校の教育課程等にモビリティ・マネジメントの要素を取り入れた「藤沢市モビリティ・マネジメント教育」を実施しています。



【「路線バスの乗りかた教室」を行っている様子】

② 環境負荷の小さい交通ネットワークの形成

公共交通機関の中でも1人当たりの環境負荷が小さい交通機関である鉄道による交通ネットワーク形成に向け、湘南台から寒川町倉見へのいずみ野線延伸の実現をめざし、神奈川県をはじめとする関係団体との検討及び協議を進めています。また、その中間駅となる健康と文化の森地区においては、令和5年度内の市街化区域編入及び土地区画整理事業認可に向けて取組を進めています。

③ 「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施策の推進

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、バス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています。

平成30年度からは「宮原南バス停」及び「矢尻バス停」付近、令和元年度からは「湘南ライフタウンバス停」付近、令和2年度からは新たに「用田バス停」付近で本運用を開始しています。



【サイクルアンドバスライド駐輪場】

④ 次世代自動車の普及に向けた施策

温室効果ガスの削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、次世代自動車のうち、電気自動車と燃料電池自動車の普及を促進しています。

ア 電気自動車

(ア) 導入補助制度

平成21年度から、電気自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 1 台当たり 100,000 円

(太陽光発電システムを同時導入もしくはすでに設置している場合、補助額に 100,000 円を加算)

電気自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	35	50	36	39	72

(イ) 公共施設への電気自動車用急速充電器の設置

電気自動車用急速充電器を、市役所本庁舎に 1 台、リサイクルプラザ藤沢に 2 台設置しています。



【市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器】

イ 燃料電池自動車

(ア) 導入補助制度

平成 28 年度から、燃料電池自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 4 年度 補助額 1 台当たり 300,000 円



【燃料電池自動車 (FCV)】

燃料電池自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	2	0	1	2	0

※ 平成 29 年度までは 1 台当たり 500,000 円、平成 30 年は 1 台当たり 400,000 円、令和元年度から令和 3 年度までは 1 台当たり 350,000 円の補助を実施。

⑤ エコドライブの普及啓発

エコドライブは、低燃費で安全な運転というだけでなく、地球温暖化の主たる原因である二酸化炭素の削減につながります。各種イベントや周知媒体を活用し、エコドライブ等に関する普及啓発を実施しています。

令和 4 年度は、「ふじさわエコライフ通信」の中で、移動に対する温室効果ガスの削減に対する普

及啓発を実施し、「徒歩・自転車の活用」、「公共交通機関・シェアリングの利用」、「エコドライブ・エコカーへの乗り換え」について周知しました。また、ゼロカーボン推進週間におけるパネル展示を活用し、「COOL CHOICE」及びエコドライブに関する周知を行いました。

⑥ クリーンエネルギー自動車の公用車への率先導入

地球温暖化の主たる原因である CO₂ の削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、クリーンエネルギー自動車の率先導入をしています。

ア 公用電気自動車

軽自動車 5 台を導入しています。

イ ハイブリッド公用車

普通車 10 台を導入しています。



【公用電気自動車】

ウ 環境にやさしい塵芥収集車の導入

塵芥収集車等において環境負荷が小さい低公害車等の導入を実施しています。

(2) 緑化の推進

① みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しています（詳細は 102 ページ）。

② 開発等における緑化指導

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

③ 建物緑化の推進

建物緑化は、建築物の屋上や壁面を緑化することによって、緑豊かな都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があり、地球温暖化防止へ寄与するものです。

公共施設の緑化はもとより、「緑化基準」による民間施設の緑化を推進しておりますが、平成 19 年度からは「建物緑化助成事業」を創設し、市民や事業者の「建物緑化」普及促進を図っています（詳細は 120-121、126-127 ページ）。

④ 街路樹

街路樹は都市の中の身近な緑であり、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理に努めています（詳細は 102 ページ）。

(3) 農地の保全

① 日本型直接支払制度（再掲）

既存の制度を基として、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）

② 環境保全型農業の支援

現在の日本の農業では、環境に配慮した農業の推進が求められています。生産者は、持続可能な農業生産を行うため、環境に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、本市はその取組を支援しています。

③ 地産地消の推進

地産地消は、「生産者」と「消費者」の結びつきを強化し、地域を活性化するなどの効果があるだけでなく、生産物の輸送距離を短くすることで温室効果ガスの発生量を削減し地球温暖化防止にも寄与するものです。このことから、地域で生産された農水産物を地域で消費する取組の 1 つとして「藤沢産利用推進店」制度を推進しています（詳細は 132 ページ）。

4 循環型社会の形成
 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 4)

環境目標5-4

廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理が進み、循環型社会が形成されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2019 年度 (基準 年度*1)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度*2 (目標)	目標 達成率*3
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量*4 単位：g/人・日	詳細は 133 ページ	目標	—	—	—	612	102.9 %
		実績	646	631	611	—	
		対前年	—	△23	△20	—	
		対改定時	—	△15	△35	△34	
一般廃棄物の資源化率*4 単位：%	詳細は 140 ページ	目標	—	—	—	35	0.1/2.7 ポイント
		実績	32.3	33.2	32.4	—	
		対前年	—	△0.5	△0.8	—	
		対改定時	—	0.9	0.1	2.7	
灰溶融等資源化を除いた 一般廃棄物の資源化 率*4 単位：%	詳細は 140 ページ	目標	—	—	—	25	0.4/0.8 ポイント
		実績	24.2	25.3	24.6	—	
		対前年	—	△0.5	△0.7	—	
		対改定時	—	1.1	0.4	0.8	

※1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月)では、2019年度(令和元年度)を基準年度として2031年度(令和13年度)の目標値を定めている。

※2 2030年度(令和12年度)の目標値は同計画2031年度(令和13年度)の目標値と同じとした。

※3 目標達成率=(最新値-基準年度実績値)/(目標値-基準年度実績値)

※4 本市における実績値。

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

① プラスチックごみの削減

令和3年6月4日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立するなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進しています。

② ごみ減量推進店の認定

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定しています。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみ NEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています（詳細は 139 ページ）。

③ 廃棄物の資源化

減量・資源化の促進のため、昭和53年から他市に先駆け、市民、本市、回収業者の三者の協調方式による資源の収集を開始しました。

その後、ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を行い、平成19年4月から剪定枝、廃食用油、平成24年4月から商品プラスチック、平成25年10月から使用済み小型家電、平成27年4月からは大型ごみの中からスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化しています（詳細は 147-148 ページ）。

④ IT等の活用

ア ごみ検索システム ([https:// fujisawa-city.sakura.ne.jp/](https://fujisawa-city.sakura.ne.jp/))

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成20年7月から導入しました。

令和4年度の本システムにおける年間検索回数は886,378件です（詳細は 146-147 ページ）。

イ 「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Androidを対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成27年3月20日から開始しました。

令和4年度は22,942件、累計124,427件ダウンロードされています（詳細は 147 ページ）。

⑤ 指定収集袋等の植物由来素材配合

バイオマスプラスチックを使用した指定収集袋及びボランティア清掃用ごみ袋を導入し環境に配慮しています。

⑥ グリーン購入の推進

グリーン購入は、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

藤沢市は、平成13年3月に本市が一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の1つとして

同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています（詳細は 135 ページ）。

⑦ 「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

食品ロス削減に係る情報について、広報ふじさわや『ごみ NEWS』等を通じて発信しています。また、食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施などに取り組むとともに、啓発に努めています（詳細は 135-137 ページ）。

（２）循環型社会形成への意識の醸成

① ごみ体験学習会の実施

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を実施し、令和 4 年度は、環境体験学習会として小学校・保育園等を対象に行いました（詳細は 159 ページ）。



【ごみ体験学習会】

② ボランティア清掃活動等の実施

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃、ポイ捨て防止イベントなどを通じて、市民・事業者・行政が一体となって地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるように努めています（詳細は 176-177 ページ）。

(3) 雨水の利活用

① 雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、平成 21 年度から雨水貯留槽を新たに住宅へ設置する方に対し、費用の一部を補助しています。

対象 100 リットル以上 600 リットル以下の
雨水貯留槽を購入しようとする方
補助額 本体購入金額の 1/2 (上限額 1.5 万円)



【雨水貯留槽設置例】

雨水貯留槽購入補助件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	19	15	27	22	26

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、1 基当たり 4 万円の助成を行っています (助成開始年度 平成 7 年度)。

助成件数の推移

単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
助成件数	0	0	0	0	0
累計	300	300	300	300	300

※ 平成 27 年度に 1 件。

ウ 公共施設における雨水利用施設の導入

雨水利用施設を、次の公共施設に導入しています。

公共施設における雨水利用施設

単位：m³

	施設名	竣工等	雨水利用用途	貯留槽容量
1	藤沢市役所分庁舎	昭和58年(1983年)5月 令和元年(2019年)改修	便所洗浄用	115
2	石川小学校	平成6年(1994年)3月	便所洗浄用、校庭散水	200
3	長後市民センター	平成7年(1995年)3月	便所洗浄用	250
4	秩父宮記念体育館	平成9年(1997年)3月	便所洗浄用	366
5	環境事業センター南部収集事務所	平成11年(1999年)3月	公用車洗浄水	50
6	六会小学校	平成11年(1999年)9月	便所洗浄用、校庭散水	250
7	藤ヶ岡中学校	平成12年(2000年)11月	便所洗浄用、校庭散水	220
8	防災センター	平成14年(2002年)6月	便所洗浄用	28
9	保健所	平成18年(2006年)1月	便所洗浄用	60
10	明治市民センター	平成19年(2007年)3月	便所洗浄用	40
11	第一中学校	平成21年(2009年)3月	便所洗浄用	292.6
12	六会中学校	平成21年(2009年)9月	便所洗浄用	290
13	善行小学校	平成21年(2009年)12月	便所洗浄用	150
14	本町小学校	平成24年(2012年)2月	便所洗浄用	260
15	北部環境事業所	平成6年(1994年)3月	し尿処理施設放流水の希釈用	150
16	北部環境事業所1号炉	平成19年(2007年)3月	1号炉系再利用水 プラント用水、床洗浄用	33
17	リサイクルプラザ藤沢	平成25年(2013年)3月 平成26年(2014年)1月	便所洗浄用 場内散水	12.5
18	六会市民センター	平成28年(2016年)3月	便所洗浄用、場内散水	40
19	藤沢市役所本庁舎	平成29年(2017年)12月	便所洗浄用、樹木散水	173
20	藤沢市民病院	平成30年(2018年)7月	便所洗浄用	300
21	藤沢公民館・労働会館等複合施設	平成31年(2019年)3月	樹木散水	0.7
22	善行市民センター	令和2年(2020年)1月	便所洗浄用	114
23	辻堂市民センター	令和3年(2021年)6月	便所洗浄用	113

② 雨水の利活用の普及促進

家庭における水資源の循環利用を促進するため、雨水の利活用方法や利点などについて、情報提供を行っています。

令和4年度は、打ち水等の雨水の利活用方法や雨水貯留槽の新規設置に係る費用の一部補助について、打ち水イベント、水の日パネル展示、江の島シーキャンドルライトアップなどの機会を活用するとともに、広報や本市webサイトなどの媒体を活用して周知を行いました。

5 気候変動への適応[※] (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画)

※気候変動による影響等については、『気候変動適応計画』(令和3年10月改定)を参考に記述しています。

環境目標5-5

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要	2020 年度 (改定時)	2021 年度 (参考)	2022 年度	2030 年度 (目標)
熱中症搬送者数 [※] 単位：人	気候変動により、熱中症の搬送件数は上昇傾向にあるため、引き続き、熱中症予防の啓発を行っていきます。	132	92	153	減少
自主防災組織の数 [※] 単位：団体	1団体が新規結成したことにより増加しました。自主防災組織結成率は96.01%となっています。自主防災組織結成に関する相談を随時受付け、「共助」の活動を推進します。	467	467	468	増加

※ 本市における実績値。

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

増加する自然災害など、様々な気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められおり、「農業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の分野について、地域特性を考慮して気候変動への適応を進めています。

(1) 農業・水産業

① 農業に関する支援・対策

農業生産は、一般に気候変動の影響を受けやすく、すでに日本各地の各品目で気候変動による影響によると考えられる影響が見られます。農業の発展と存続を図るため、様々な農業支援を行っていますが、気候変動による農業への影響について、令和4年度に行った主な事業者への支援は、次のとおりです。

ア 水稲・果樹・野菜等

- ・ 地場野菜の安定供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援
- ・ 野菜の生育や収穫に悪影響をおよぼす病害虫防除資材の購入に要する経費に対する支援

イ 畜産

- ・ 畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
- ・ 家畜の伝染病のための検査や投薬、注射の実施及び病害虫防除資材の購入に要する経費に対する支援

ウ 農地

- ・ 水田保全事業（詳細は 129 ページ）
- ・ 日本型直接支払制度（詳細は 131 ページ）
- ・ 災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進

防災協力農地面積 単位：m²

年度	令和3年	令和4年
防災協力農地	96,143.42	94,411.42

- ・ 水路・農道の整備（詳細は 129 ページ）

② 藻場の保全

沿岸域・内水面漁場環境等において、水温の上昇による藻類の生産力への影響などによるものと考えられる藻場の減少などが、日本各地で生じています。江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの水産多面的機能発揮対策を行うとともに、藻場保全などの活動を国や県とともに支援しています（109 ページ参照）。

(2) 水環境・水資源

① 河川や海域の水質調査

水温の上昇による溶存酸素量の低下など、水質等の変化が予測されているため、水質のモニタリングや将来予想に関する調査研究の推進が求められています。引地川、境川、目久尻川、小出川等の河川や相模湾で水質の測定を行っています。

河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきており、河川・海域の定期的な調査による水質状況の把握を引き続き行っていきます（詳細は 59-66 ページ）。

② 最新の科学的な知見等の把握

河川について、気候変動による水質への影響の研究報告が少ないため、科学的知見の集積が求められています。また、沿岸域についても、気候変動により水質・水生生態系への影響が生じることから、科学的知見の集積が求められています。そのため、研修への参加等を通じて情報収集に努めています。

令和 4 年度は、湘南エコウェーブにおいて、「気候変動の現状と適応策について」をテーマに、気候変動対策合同研修を開催しました（詳細は 197 ページ）。

③ 地下水の水質調査等

地下水は、平常時における利用だけでなく、渇水時における緊急的な代替水源の 1 つとして利用することが期待できます。気候変動による日降水量や降水の時間水位の変化に伴う地下水位の変化の現状については、現時点で具体的な研究事例は確認できていませんが、海面水位の上昇水温の上昇による地下水の塩水化、取水への影響が懸念されています。

21 世紀末までに渇水による地下水の過剰摂取による地下水位の低下の可能性があることから、地域の実情に応じた地下水マネジメントの更なる推進が求められており、地下水質調査や地盤沈下量等の把握を引き続き実施してまいります（詳細は 55-57 ページ）。

④ 雨水・地下水等の有効利用

北日本と中部山地以外では渇水の深刻化が予測されています。地下水は、平常時における利用だけでなく、渇水時における緊急的な代替水源の 1 つとして利用することが期待できます。水資源の循環利用推進の観点からも、雨水利用施設を公共施設に導入しています（詳細は 216 ページ）。

また、災害時における生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）について、防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により確保するだけでなく、事前に指定した防災井戸や市立小・中学校に設置した井戸により確保します。令和 4 年度は、指定防災井戸における揚水ポンプ設置等への助成制度により、1 件補助金を交付しました。

(3) 自然生態系

① 森林病虫害対策

病虫害による松枯れを防ぐため、薬剤の樹幹注入を行っています。また、病虫害の被害により、枯れた松・コナラ等は、被害拡大を防ぐため伐倒駆除・くん蒸処理を実施しています。令和 4 年度は、松枯れを防止するために 128 本のマツの樹幹に薬液注入、被害拡大を防ぐために病虫害被害により

枯れた 12 本のマツの伐倒駆除、40 本のナラの伐倒駆除・根株くん蒸を行いました。また、広報ふじさわにより森林病虫害防除事業の周知を図りました。

② 自然環境実態調査の実施

自然環境の現状を把握するため、「藤沢市自然環境実態調査」をこれまでに 2 回実施しています。調査及び解析は、市民や大学などの研究機関、市民活動団体との協働により実施しました（詳細は 111-112 ページ）。これまでの調査を通じて構築した協働の仕組みを活かし、市民活動団体等との協働により、令和 5 年度から 2 ヶ年にわたる第 3 回調査の実施を予定しています。今後もおおむね 10 年ごとに定期的・継続的に「藤沢市自然環境実態調査」を実施します。

③ 侵略的な外来生物の防除と管理

市内の在来種や緑地・水辺環境、人の生活や産業経済活動に大きな負荷を与える生きものを、侵略的な外来生物として、防除と管理方針の作成などを藤沢市生物多様性地域戦略の施策の 1 つに位置づけています。令和 4 年度は侵略的な外来生物の管理方針作成に向けた検討を行うとともに、本市 web サイトなどにより、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を行いました。



【特定外来生物】
(オオキンケイギク)

(4) 自然災害・沿岸域

① 土砂災害・洪水ハザードマップの整備

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や台風の強度増大、海面水位の上昇などが予測され、超大型台風による被害、局地的大雨による被害、集中豪雨の頻発による土砂災害、竜巻被害などが全国各地で発生しており、こうした風水害への更なる対応が求められています。

局地的大雨等により想定される被害について、市民が適切に把握し理解できることは、人的被害を軽減するために最も重要なことの 1 つです。そのため、市内の河川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップを作成しています。



【土砂災害・洪水ハザードマップ】

② 水防活動訓練の実施

災害時には、ライフラインや情報の途絶など、普段とは異なった環境下に置かれることになり、普段できていたことでも災害時には実施が困難になることが予想されます。そうしたことに備え、大規模災害発生時を想定した、より実践に近い訓練を国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力、連携して実施しています。また、市、地域、防災関係機関等それぞれが主体的に訓練を実施し、防災意識の啓発に努めています。

防災の日（9月1日）及び防災週間（8月30日～9月5日）、又は防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）の機会を捉えて、各種訓練を実施しており、集中豪雨及び発災時に迅速かつ的確に対応するため、水防技術の向上と水防体制の整備を図ることを目的として、水防活動訓練を実施しています。

ア 水防訓練

集中豪雨や台風発生時に迅速に対応することを目的に藤沢市水防訓練を実施しています。令和4年度は、荒天のため中止となりました。

③ 「ふじさわ防災ナビ」を活用した防災・災害情報の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。そのため、小冊子、メールマガジンふじさわ、webサイト、電子地図、SNS等による防災・災害情報提供ツールを「ふじさわ防災ナビ」と位置づけ、平常時の防災情報から発災時の災害情報まで、市民に分かりやすい防災・災害情報を提供できるよう努めています。令和4年度は、「ふじさわ防災ナビ」普及のための講座を市内各地区の総合防災訓練において実施しました。

④ 防災・減災の実施及び地域防災力の向上

災害時に、被害を未然に防止、軽減するという減災の考え方を更に推進するため、災害に強い都市基盤の構築のほか、地域の安全・安心を高める取組により、災害に対する予防対策を推進するとともに、減災の視点から被害を最小にする都市づくりを推進しています。また、自主防災組織の育成・支援を通じて、地域防災力の向上を図っています。

ア 自主防災組織及び防災リーダー等の育成

「藤沢市地域防災対策アクションプラン(第2期:R3～R6)」において、自主防災組織結成率100%を令和6年度末までの目標指標に設定しています。自主防災組織結成に関する相談を随時受付けており、令和4年度は1団体が新規結成し、令和4年度末時点において、自主防災組織の数は468団体、自主防災組織結成率は96.01%となっています。

自主防災組織の数及び自主防災組織結成率の推移 単位：%

年度	令和2年	令和3年	令和4年
団体数	467	467	468
結成率	96.00	96.00	96.01

イ 自主防災組織防災資機材購入等補助金制度

災害時の地域住民の共助のため、防災資機材等を購入する自主防災組織に費用の一部を助成しています。令和4年度は、年度当初に市内各地区において制度周知を行い、46件補助を行いました。

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付件数の推移 単位：件数

年度	令和2年	令和3年	令和4年
補助件数	55	42	46

⑤ 適切な避難判断につながる土砂災害のおそれのある区域の情報提供

土砂災害・洪水ハザードマップを作成し（詳細は220ページ）、適切に市民が避難の判断等を行えるように、土砂災害のおそれのある区域の情報提供を行っています。

⑥ 急傾斜地の崩壊における災害の防止

斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備等や、ソフト面でのハザードマップ等による周知等を組み合わせて総合的に実施しています。土砂災害・洪水ハザードマップには、浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、避難場所等だけでなく、急傾斜地崩壊危険区域も示しています。急傾斜地崩壊危険区域等の安全確保のため、神奈川県施行対策事業への費用負担を行っており、令和4年度末時点において、対策工事進捗率は88.3%となっています。

対策工事進捗率の推移 単位：%

年度	令和2年	令和3年	令和4年
進捗率	88.6	88.6	88.3

⑦ 災害救援ボランティア団体との連携協力体制

災害時におけるボランティア活動に関し、必要な対応と円滑な活動を遂行するため、平成26年5月30日に藤沢市社会福祉協議会及び藤沢災害救援ボランティアネットワークと藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定を締結しました。

災害時に円滑な支援活動を推進するため、平常時から、藤沢市社会福祉協議会、藤沢災害救援ボランティアネットワーク、その他ボランティア団体等の協力のもと、災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めています。また、日常からの情報共有や連携を深めるため、藤沢市社会福祉協議会は藤沢災害救援ボランティアネットワークの理事運営委員会に参加しています。

令和4年度は、災害救援ボランティア支援センター開設訓練を実施しました。

⑧ Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災 Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）

気候変動による将来の予測として、水災害の激甚・頻発化に加え、土砂・洪水氾濫、高潮・洪水氾濫など複合的な要因による新たな形態の大規模災害の発生が懸念されています。気候変動により頻発化・激甚化する水災害への対策等を推進するに当たっては、地域の地形や生態系を読み取ることにより暴露の回避を図るとともに、健全な生態系が有する機能を生かして脆弱性の低減を図るEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラ*の考え方を取り入れることが重要であると言われています。

※グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラを構築する手法の1つである Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方を広めるため、ハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」（環境省 2016）や事例紹介を通じて、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の普及啓発に取り組んでいます。

⑨ 内水浸水対策施設の整備

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や、都市化の進展に伴い発生する浸水被害への対応が求められています。気候変動を考慮した国の「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（令和3年7月改訂）、「湘南ふじさわ下水道ビジョン」（平成23年策定）を全面的に改定した「ふじさわ下水道ビジョン」（令和4年7月策定）を踏まえ、令和4年12月に「雨水管理総合計画」を策定し、内水浸水対策施設の整備を進めています。

⑩ 雨水流出抑制施設の設置

浸水対策として河川等への雨水の流出を抑制するために、一定規模以上の開発行為や中高層建築物の建築等について、「藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設の設置を促進しています。令和4年度は、雨水流出抑制施設の設置を促進しました。

⑪ 準用河川一色川の整備

近年の激甚化する災害への対応として、整備目標（50 mm/h）を満たしていない区間の河川改修を進める必要があります。一色川では、植生の繁茂、護岸の橋梁部^{きょうりょう}でのコンクリートの破損、護岸天端、法面、排水管の破損、護岸天端の沈下が生じています。「準用河川一色川整備基本計画」に基づき、河川改修整備を推進し、流域住民の安全・安心を確保します。

市道高倉遠藤線から引地川合流点までの1,900 mを整備指定区間とし、令和21年度に整備が完了する予定です。令和元年度から事業に着手し、令和4年度は護岸改修工事を行い、約100 mの護岸が完成しています。

⑫ 二級河川境川及び引地川

近年は、1時間当たり50 mmを超える集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水によって、大きな被害が生じています。

このような状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、本市を流れる二級河川境川及び引地川については、平成26年2月に特定都市河川及び同流域の指定を受け、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して、一体となって、浸水被害の対策を講じることとなりました。

「特定都市河川浸水被害対策法」の適用を受けた二水系の河川の流域においては、総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同して「流域水害対策計画」の策定及び実施に取り組む必要があり、総合治水対策に基づき、境川、引地川で県が進めている遊水地整備について、市は協力連携して、河川改修の促進を図ります。

(5) 健康

① 熱中症の予防

熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されています。また、今後も気候変動による熱中症のリスクの増加が予測されていることから、熱中症の注意喚起や関係団体等への周知等が必要とされています。

令和4年度の熱中症搬送者数は153人と、令和3年度から約7割増となっています。

年度	令和2年	令和3年	令和4年
搬送者数	132	92	153

② 感染症への対策

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施しています。令和4年度は、国・県等が開催する研修に参加したほか、職員を対象とした防護服の着脱訓練・アイソポッド（感染防止運搬器具）組立訓練を実施し、有事に速やかに対応できる感染症対策体制の維持向上に努めました。

③ 感染症予防に関する知識の習熟と周知啓発

気候変動に伴い、様々な感染症について、季節性の変化や発生リスクの変化が起きる可能性があります。感染症の発生と流行を予防するため、感染症発生動向調査のほか、まん延の程度に応じ迅速適切に対処できるよう、感染症対策に必要な技術の習熟に努めるとともに、事業者等団体を対象とした研修等、感染症予防に関する周知啓発に努めています。令和4年度は、「ノロウイルス等感染症研修動画」を作成し、ウェブ配信しました。

④ 感染症に関する情報収集及び提供

気候の変化等がもたらす感染症への影響について現状では文献が限られています。今後気候変動による気温の上昇等が予測されていることも踏まえ、国が情報収集した気温の上昇と感染症の発生リスクの変化について、必要に応じた情報提供を行います。令和4年度は、蚊の生息状況について定点モニタリング調査を実施しました。

⑤ 大気汚染物質の監視

温暖化と大気汚染に関して、気温上昇による生成反応の促進その他のメカニズムにより、粒子状物質を含む様々な汚染物質の濃度の変化が報告されています。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどについて引き続き監視していく（令和4年度の監視結果等については36-40ページ参照）とともに、市民による調査に対して支援します。令和4年度は、簡易NO_x調査に対して支援しました。

(6) 産業・経済活動

① 帰宅困難者対策

地震等の災害時における交通機関の運行停止による帰宅困難者対策のため、市内主要駅における協議会の設置・計画策定や訓練の実施等を進めています。

災害発生時には、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知するとともに、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導します。

令和6年度まで毎年主要4駅周辺で協議会開催及び訓練実施を目標としており、令和4年度は、令和元年度以来3年振りに、「藤沢市内主要4駅合同帰宅困難者対策図上訓練」と銘打って、市内鉄道事業者と共に訓練を実施しました。

② 観光業対策

気温の上昇、降雨量・降雪量や降水の時空間分布の変化、海面水位の上昇は、自然資源（森林、雪山、砂浜、干潟等）を活用したレジャーへ影響を及ぼす可能性があります。現時点での研究事例はスキー場への影響を除いて限定的にしか確認されていませんが、海面水位の上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。

そのため、気温上昇等による観光への影響について情報収集に努めるとともに、関係団体との協働により、気候の変化に適応した観光商品の開発やイベント開催方法等を検討し、地域観光振興を推進していきます。令和4年度も、夏に夕涼みを楽しんでいただく事業として江の島灯籠を実施しました。また、冬季イルミネーションイベントの湘南の宝石では、植物と共存する微生物が放出する電子を利用して発電する環境に配慮した「botanical light」を導入しました。

(7) 市民生活・都市生活

① 避難施設における災害対策実施機能の確保

近年、日本各地で大雨・台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が確認されています。また、大雨による交通網や電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、高波による道路の交通障害等が報告されています。今後、気候変動による短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等が進めば、各種インフラ・ライフライン等にも影響が及ぶことが懸念されています。

そのため、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに自家発電等を整備し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めています。令和4年度は、各避難施設の発電機用の燃料の整備を実施しました。

② 長期停電、緊急時の電源確保

太陽光やバイオマス（市域の間伐材や木くず、剪定枝等）などの再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を合わせて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

ア 太陽光発電システム

停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は 202 ページ）。

イ 蓄電池

停電時や災害時にも活用が期待される定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細は 203 ページ）。

③ Fujisawa サスティナブル・スマートタウン コミュニティソーラー

Fujisawa サスティナブル・スマートタウン (Fujisawa SST) は、パナソニックグループが事業主体となり、先進的な取組を進めるパートナー企業と本市の官民一体の共同プロジェクトです。

Fujisawa SST では、全ての戸建て住宅で太陽光発電システムと蓄電池、省エネ設備を備えるなど、「創エネ・蓄エネ・省エネ」における先進技術のハイブリッドによって地産地消のエネルギーマネジメントの実現が目指されているほか、藤沢の光、風、水、熱といった自然の力を街全体に無理なく取り入れる街区設計がなされています。

本市の公共用地を活用して街の南側に設置された「コミュニティソーラー」は、平常時は電力系統に電力を供給し、地域全体の低炭素化に貢献しています。また、非常時には街の住人に加え周辺地域の人々に対しても、非常用コンセントとして開放されます。



(写真) Fujisawa SST 協議会提供
【正門】



(出典) Fujisawa サスティナブル・スマートタウン公式 web サイト
【コミュニティソーラー概念図】

④ ヒートアイランド対策

100年(1927-2022年)当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい15地点(網走、山形、銚子、彦根、石垣島など)では1.6℃であるのに対し、11都市(札幌、仙台、東京、横浜、大阪など)では2.0～3.3℃となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。中小都市でもヒートアイランド現象が確認されており、ヒートアイランド現象を緩和するため、都市における緑地の確保や緑化をはじめ実行可能な対策を継続的に進めるとともに、ソフト対策などの短期的に効果が表れやすい対策をあわせて実施することが求められています。

ア 開発等における緑化指導

市街化の進行による緑の減少をくい止め、自然環境と都市環境が調和する環境共生のまちづくりの推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」(平成21年7月1日施行)を制定しました。

敷地面積 500 m²以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物の建築等をする場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じま
す（詳細は 210 ページ）。

緑化件数の推移			単位：件
年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
緑化計画書	174	176	132
緑化協定書	31	26	14

イ 雨水貯留槽

節水効果や災害時等の非常用水、ヒートアイランド対策として活用できる雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は 215 ページ）。

ウ 打ち水の実施

「水循環基本法」では、毎年 8 月 1 日を「水の日」としており、地方公共団体は水の日
の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないと定められています。このため、本市では、ヒートアイランド対策や冷房機器の使用減少による温室効果ガス削減を図るとともに、市民一人ひとりが環境に対して関心を持ち、理解を深めることができるような機会を提供するため、8 月上旬に打ち水を実施しています。



【市役所本庁舎での打ち水の様子】

エ 街路樹

街路樹は都市の中の身近な緑であり、気象を緩和し、夏には日照りを遮るなど緑陰効果が期待されています。

道路構造や地域特性等を踏まえ、主要幹線道路など、それぞれの機能に応じた緑化に努めています。

また、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるため、「街路樹管理計画」に基づき、持続可能な維持・管理を行うことで、ヒートアイランド対策を推進します。

（8）分野横断的な取組

① 情報収集等

「気候変動適応計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定、令和 5 年 5 月 30 日一部変更閣議決定）において、地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努めることが求められています。

そのため、本市では、まずは気候変動による影響及び適応に関する情報の収集等を行うための拠点となる気候変動適応センターの設置の是非を検討するため、県の気候変動適応センターと情報共

有を図るとともに、各種気候変動適応策に関する情報収集及び「気候変動適応計画」等の周知を行っています。

令和4年度は、「湘南エコウェーブ」事業の一環として、気候変動適応策に関する講演会「気象予報士・天達武史と考える地球温暖化」を開催しました。また、2市1町の職員が、「気候変動適応法」の趣旨や現代的課題を学習し、円滑な行政運営を推進するための知識を習得することを目的として、気候変動対策合同研修を実施しました（詳細は197ページ）。